

第4章 都市づくりに係る部門別の方針

■ 位置付け

都市づくりに係る部門別の方針は、都市づくりの基本方針を実現するため、「土地利用」、「交通」、「緑・景観」、「防災・環境」、「協働まちづくり」の5つの部門ごとに具体的な都市づくりの考え方を示すものです。

■ SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めています。

本方針では、SDGsの17の目標のうち、7つの目標（6、7、8、9、11、13、15）が特に都市計画に関連することから、同じ目的意識を持って本方針を推進することにより、SDGsの達成に貢献していきます。



■ SDGsと都市計画との具体的な関係性

目標 6(水・衛生)	目標 7(エネルギー)	目標 8(経済成長と雇用)	目標 9(インフラ、産業化、イノベーション)
上下水道施設整備、水辺の生態系の保全、統合水資源管理など	再生可能エネルギーの拡大、エネルギー効率の改善など	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションの支援など	強靱なインフラ構築、持続可能性の向上、イノベーションの推進など
目標 11(持続可能な都市)	目標 13(気候変動)	目標 15(陸上資源)	
居住・交通・緑地・公共スペースの計画・管理、防災への取り組みなど	気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応力の強化など	森林保全、生物多様性を含む山地生態系の保全など	



1. 土地利用

(1) 各ゾーンにおける基本的な考え方

自然と都市機能とが調和した持続可能な都市構造の形成に向け、本市の特性を踏まえた土地利用を図りながら、鉄道沿線などの交通利便性の高い地域へ都市機能の集約を進めます。

①市街地ゾーン

■都心

藩政時代からの緑豊かで潤いのある美しい「杜の都」の都市環境や、東日本大震災*を教訓に培われた高い防災力を生かした「防災環境都市*」としての都市個性を基盤として、その質を高めながら都心の機能強化を図り、東北・仙台の持続的な活力の増進につなげることを目指します。

また、東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次の都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークブル*な都市空間の形成を推進します。

都心周辺（左：仙台駅西側 右：仙台駅東側）



■広域拠点

泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。また、広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図ります。

ア) 泉中央地区

賑わいや魅力を一層高めるための都市機能の強化とともに、駅を中心とした回遊性の向上など面的な都市空間の形成を推進します。また、泉区役所建て替えなどの土地利用が変わる機会を捉え、土地の有効利用が進まない地区などでニーズに対応した施設の立地を誘導します。

イ) 長町地区

あすと長町地区、旧国道4号沿道地区、太白区役所周辺地区それぞれの地域特性を生かし、各地区の都市機能の連携による一体的な広域拠点の形成を推進します。

泉中央地区周辺



長町地区周辺



■機能拠点

仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。

ア) 国際経済流通拠点

仙台塩釜港の港湾機能の強化と連携し、国際経済流通拠点にふさわしい都市機能の集積を推進します。

イ) 国際学術文化交流拠点

青葉山周辺地区に、都市の新たな魅力を創造し、発信するシンボルゾーンを形成するため、国際学術文化交流拠点にふさわしい都市機能の集積を推進します。

国際経済流通拠点周辺



国際学術文化交流拠点周辺



■都市軸

東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進します。

ア) 南北都市軸

都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進めます。

イ) 東西都市軸

地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と中心部の商業・業務機能、東部の産業機能などと連携し、都市機能の強化・充実を図ります。

■鉄道沿線

J R等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。

■郊外居住区域

様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。

■工業・流通・研究区域

工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。また、地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進めます。

②集落・里山・田園ゾーン

自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持します。また、地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進めます。土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設など、周辺環境と調和したものを除き抑制します。

里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。

田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全します。

交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災*の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。

交流再生区域周辺

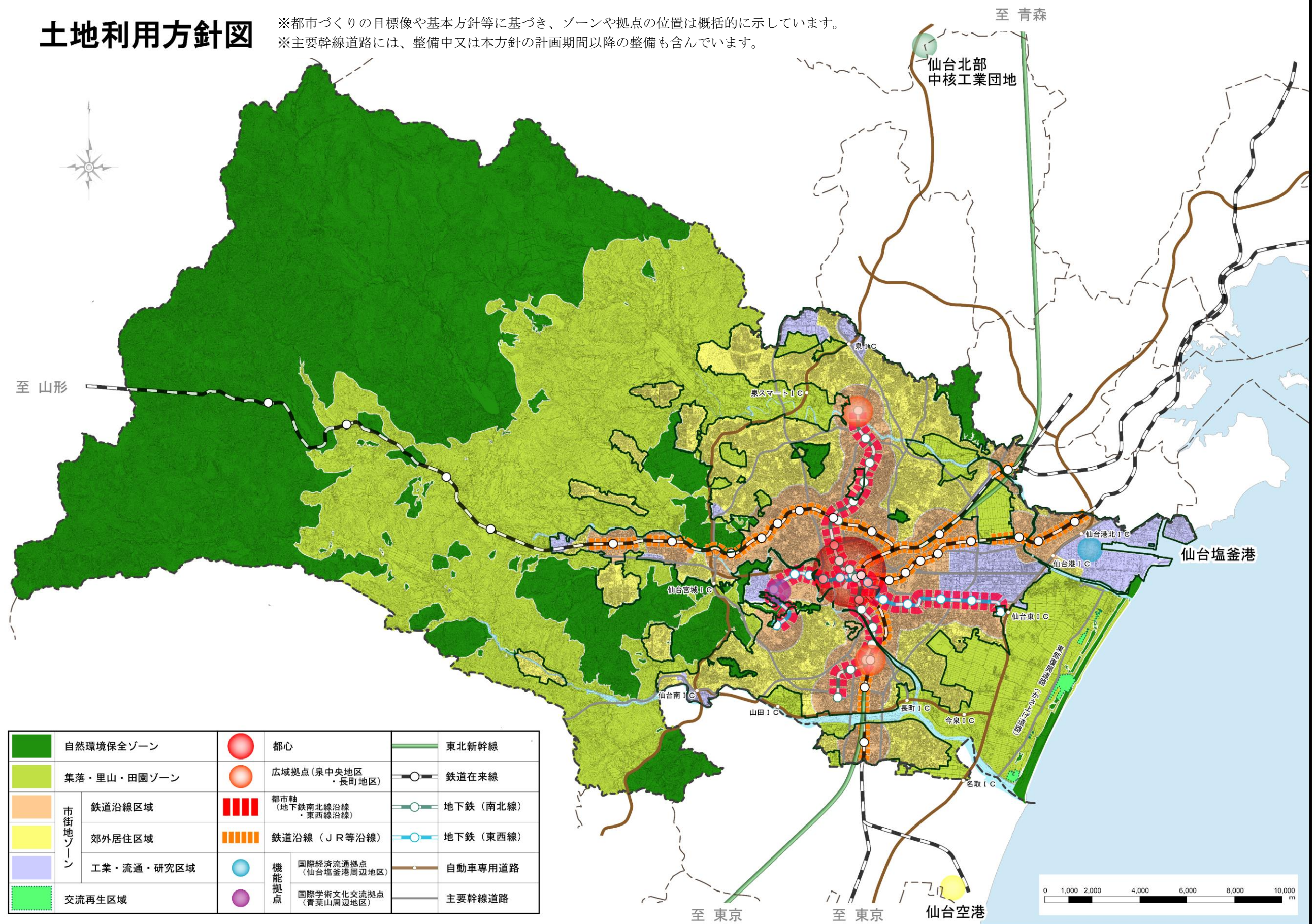


③自然環境保全ゾーン

奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全します。

土地利用方針図

※都市づくりの目標像や基本方針等に基づき、ゾーンや拠点の位置は概括的に示しています。
 ※主要幹線道路には、整備中又は本方針の計画期間以降の整備も含んでいます。



(2) 商業・業務

①都心

- 国際的なビジネス環境の形成に資する高機能オフィスや東北の中核都市にふさわしい高次の業務機能を誘導するとともに、それらを支えアメニティを高めるため、商業・交流・宿泊機能を強化します。
- 世界からの来訪者、滞在者の活動拠点として、魅力ある商業機能や国際水準のハイグレードホテル等の集積を促進します。
- 老朽建築物の建替えを誘導しながら、企業ニーズに合った高機能なオフィスの整備を促進し、地域経済への波及効果が高い本社機能、研究開発拠点、ICT*関連企業等の誘致を推進します。
- 国内外の企業や大学、地元企業等との交流を促進し、イノベーション*を生み出す業務機能の集積を推進します。
- 大学や研究機関等と連携し、次世代型産業・業務機能の誘導を図るとともに、スタートアップ*企業を連続的に生み出すエコシステムの形成を加速させるため、スタートアップ拠点の形成を推進します。
- 回遊性が高く魅力的な都市空間を形成するため、建築物の低層部へ賑わいを創出する商業・サービス機能の導入や、個性あふれる商業・飲食の集積を推進します。
- ゆとりある居心地の良い空間を形成するため、商業・業務機能を有する建築物の整備・更新に併せ、立地特性に応じた質の高いオープンスペース*の創出や、敷地周辺の無電柱化*を推進します。

②広域拠点：泉中央地区

- 都心との機能分担や連携を図るとともに、仙台都市圏北部の活動を支える広域拠点にふさわしい商業・業務機能の集積による土地の有効利用や、高度利用を推進します。
- 民間活力を導入した泉区役所庁舎の建て替えを契機に、商業・業務施設の集積を誘導するとともに、地区全体の回遊性や賑わいの向上に資する面的なまちづくりに取り組みます。

③広域拠点：長町地区

- 都心との機能分担や連携を図るとともに、仙台都市圏南部の活動を支える広域拠点にふさわしい商業・業務機能の集積による土地の有効利用や、高度利用を推進します。
- あすと長町地区の充実した交通結節機能*と都市基盤の特性を生かし、地域に賑わいを生み出す周辺環境と調和した特色ある商業・業務施設の立地を誘導します。

④国際経済流通拠点：仙台塩釜港周辺地区

- 仙台港背後地地区に集積している商業施設などの集客施設との連携により、賑わいや交流を創出する施設の立地を誘導します。

⑤都市軸

- 都心や広域拠点と連携し、駅を中心に、地域の特性や交通利便性を生かした賑わいや暮らしに必要な商業・業務機能の更新・集積を図ります。

⑥鉄道沿線

- 駅を中心に、地域の特性や交通利便性を生かした暮らしに必要な商業・業務機能の集積を図ります。

⑦郊外居住区域

- 地域の実情に応じて、暮らしに必要な商業・業務機能を確保できるよう、都市計画の見直しなどを検討します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

- 方針 1-1 多様な活動を創出する都市機能の集積促進
- 方針 1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用
- 方針 2-1 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展
- 方針 2-2 各拠点の機能強化
- 方針 2-3 地域の特色を生かしたまちづくり

(3) 居住

①都心

- 中高層の集合住宅などによる都市型居住は、都市再生緊急整備地域※の外側において、商業・業務機能等の都市機能と調和したものとします。

②広域拠点：泉中央地区・長町地区

- 広域拠点の利便性を生かし、中高層の集合住宅などによる都市型居住を促進するとともに、暮らしに必要な都市機能の集積を推進します。
- 広域拠点にふさわしい、医療・福祉・子育て施設などの立地を誘導します。

③都市軸

- 南北線沿線では、都心や広域拠点とのアクセス性や区役所が立地するなどの利便性を生かし、居住促進を図ります。
- 東西線沿線では、都心のほか、大学や研究機関が集積する西部地域、本市の産業を支える東部の流通団地・工業団地などとのアクセス性を生かし、居住促進を図ります。
- 駅を中心に暮らしに必要な都市機能を集積するなど、地域特性に応じた居住環境の形成を推進します。
- 駅周辺の交通利便性を生かし、暮らしに必要な医療・福祉・子育て施設などの立地を誘導します。

④鉄道沿線

- 公共交通の利便性や暮らしに必要な都市機能を生かした生活環境の充実を図りながら、騒音などにも配慮した居住環境の形成を推進し、居住の促進を図ります。
- 駅周辺の交通利便性を生かし、暮らしに必要な医療・福祉・子育て施設などの立地を誘導します。

⑤郊外居住区域

- 地区計画※などにより、良好な住環境や地域特性に応じた街並みの形成を推進します。
- 暮らしを支える都市機能の改善・維持を図るため、福祉・子育てなど暮らしに必要な機能を確保できるよう、都市計画の見直しなどを検討します。
- 地域の実情や特性に応じて、自動運転技術等を活用した移動手段の確保や効率的なエネルギーシステムの導入等の近未来技術を活用したまちづくりを推進します。
- 地域の持続可能性を高めていくため、既存の住宅ストックや住環境を生かし、若年・子育て世帯を中心とした住み替えを促進する方策について検討します。

⑥集落・里山・田園ゾーン

■集落における生活環境のあり方を地域と共に検討し、その維持・改善に向けて取り組みます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 2-1 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展

方針 2-2 各拠点の機能強化

方針 2-3 地域の特色を生かしたまちづくり

(4) 工業・流通・研究

①都心

- 産学官が連携し、仙台の発展を牽引する ICT*関連企業や次世代放射光施設*関連企業等が集積した、国際ビジネス交流拠点の形成を推進します。

②国際経済流通拠点：仙台塩釜港周辺地区

- 仙台塩釜港の港湾機能の強化と連携し、物流機能の強化など国際経済流通拠点にふさわしい都市機能の集積を推進します。
- 仙台都市圏北部への集積が進む自動車関連産業などの物流拠点として、必要な都市機能の集積を推進します。
- 被災市街地復興土地区画整理事業*により整備された蒲生北部地区に、新たな産業の集積を推進します。

③国際学術文化交流拠点：青葉山周辺地区

- 次世代放射光施設の整備の推進や、産学官金連携*による研究開発拠点の集積を図るなど、当該施設を核として国際的な学術文化・交流機能の充実を図ります。

④工業・流通・研究区域

- 国際的、広域的な産業機能や研究開発機能など産業活動を支える多様な都市機能の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業や新たな成長産業の集積を図ります。
- 工業系の用途地域*が指定されている地域のうち、住居系への土地利用転換が進んでいる地域においては、高度地区*や特別用途地区*、地区計画*の指定などにより適正な土地利用を誘導します。
- 原町東部地区など既に産業機能が集積している地区においては、産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積・更新や新たな時代に即した事業展開に向けた土地利用を誘導します。
- 自動車専用道路インターチェンジ周辺においては、その立地特性を生かした工業・流通などの機能集積を推進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-1 多様な活動を創出する都市機能の集積促進

方針 2-2 各拠点の機能強化

方針 2-3 地域の特色を生かしたまちづくり

(5) 文化・交流・スポーツ

①都心

- 東北各地との連携や、官民の多様な主体と連携し、グローバル企業や MICE*の誘致等、世界からの誘客を図り、国際的な交流や賑わいを生み出す都市空間の形成を図ります。
- 仙台独自の歴史や文化などとの連携により観光資源を創生するとともに、国内外からの観光客のニーズに対応する都市機能の集積を推進します。
- 国内外からの来訪者の多様な活動や交流を支える文化・観光の情報発信機能の充実を図ります。
- 東北・仙台の多彩な文化等を体験し交流する空間の創出に取り組みます。
- 都心とその周辺の文化・スポーツ交流機能などを活用し、広域的な交流人口の拡大や賑わいの創出を推進します。

②広域拠点：泉中央地区・長町地区 ／ 都市軸

- 文化・スポーツ交流機能などを活用し、広域的な交流人口の拡大や賑わいの創出を推進します。

③国際経済流通拠点：仙台塩釜港周辺地区

- 東日本大震災*からの復興を担う高砂中央公園の整備を進めるなど、新たな交流や賑わいをもたらす魅力的な拠点の形成を図ります。

④国際学術文化交流拠点：青葉山周辺地区

- 青葉山周辺地区において、歴史や文化、芸術、自然環境などを生かしながら、コンベンション*機能やミュージアム機能の強化に取り組み、広域的な交流機能の充実を図ります。
- 仙台城跡については、市民や観光客が共に親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡保存活用計画及び仙台城跡整備基本計画に基づく整備を推進します。

⑤集落・里山・田園ゾーン

- 温泉や豊かな自然、工芸など地域の資源を生かし、魅力ある観光地づくりを推進します。
- 農産物の生産と組み合わせて販売まで行う農業の六次産業化*や高付加価値化、農産物などのブランド化、多様な農産物の生産者と企業や研究機関などとの連携によるアグリビジネスの展開などの農業振興施策を推進します。
- 食品加工業や外食産業などとの連携による新たな商品づくりや、グリーンツーリズム*などの農業と地域産業との結びつきを強化する農商工連携の取り組みを推進します。
- 市民と生産者が直接ふれあう販売機会の創出や地産地消システムの確立、食と農を近づけ多様な学びやふれあいの場の創出などを推進します。
- 交流再生区域では、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災*の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

- 方針 1-1** 多様な活動を創出する都市機能の集積促進
- 方針 2-1** 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展
- 方針 2-2** 各拠点の機能強化
- 方針 2-3** 地域の特色を生かしたまちづくり

(6) 自然環境

①集落・里山・田園ゾーン

- 雨水の流出調整機能や気候の緩和機能を持つ農地などについて、関係法令を厳正に運用し保全に努めます。また、田園地帯の原風景となる居久根※の保全に努めます。
- 杜の都の風土を守る土地利用調整条例の適正な運用により、里山や田園環境の保全を最優先とした土地利用を誘導します。なお、土地利用転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などに限定し適正な土地利用を誘導します。
- 環境影響評価制度※や開発事業の各種手続きにおいては、環境負荷の回避・低減を促すとともに、環境負荷に応じた代償措置実施の確保に努めます。
- 農業振興地域制度※に基づき計画的な優良農地の保全に努めます。
- 市有林の維持管理や、民有林の維持管理に対する支援など、森林の適正な管理に努めます。
- 市民や地域の活動と連携しながら、多様な生物が生息する森林や水田、河川・池沼、干潟などの貴重な生態系や自然環境の再生に取り組みます。また、野生動物の生息域の確保につながる里山の保全にも取り組みます。

②自然環境保全ゾーン

- 多様な生物の貴重な生息・生育の場であり、二酸化炭素の吸収・固定機能などの優れた環境保全機能を有する森林などについて関係法令を厳正に運用し、豊かな自然環境の保全に努めます。
- 自然が豊かな地域においては、在来の野生動物の生息域を開発や道路などで分断することのないよう移動経路としての回廊などの確保に努めるとともに、生態系を結ぶ役割を持つ河川流域の保全に努めます。
- 杜の都の風土を守る土地利用調整条例の適正な運用により、自然環境の保全を最優先とした土地利用を誘導します。
- 森林や農地、水辺などの自然環境を生かして、市民が自然を学びふれあう機会や場の充実に取り組みます。
- 市街地を取り囲む青葉山など丘陵地の豊かな自然環境の保全に努めます。
- 水源涵養林※の保全・維持管理や土地利用の適正化などにより、水源となる集水域の保全に努めます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 2-3 地域の特徴を生かしたまちづくり

方針 2-4 自然環境の保全・継承



2. 交通

（１）質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実

①公共交通の利便性向上と暮らしを支える移動手段の確保

- 地域公共交通計画*の策定など、路線バスや地域交通*などの持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 鉄道駅周辺の交通結節機能*強化、鉄道駅に結節するフィーダーバス*の利便性向上など、鉄道を基軸とした交通ネットワークを充実させます。
- 都心への主な移動手段が都心直行型バスとなっている地域を運行するバス路線のうち、運行頻度や利用者数が多い区間において、定時性・速達性の向上策やバス待ち環境の整備等を実施することにより、バス幹線軸の形成を図ります。
- 鉄道や路線バスのサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学、通院、買い物等の暮らしに必要な活動が行えるよう、地域の実情に応じた地域主体の移動手段の確保に取り組みます。

②「かしこく移動」するライフスタイルの促進

- 過度な自家用車依存から自家用車と公共交通の上手な使い分けをする「かしこい移動」を行うライフスタイルを促進するため、「せんだいスマート*」としてモビリティ・マネジメント*など公共交通の利用促進を図ります。
- 誰もが分かりやすく、利用しやすい公共交通を目指し、案内誘導の改善や、鉄道駅・バス車両など交通施設のバリアフリー化等を進め、公共交通の利用環境の改善を図ります。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 3-1 質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実

方針 3-3 新技術等を活用した交通システムの促進

方針 4-5 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成

地域交通の事例（新川地区）



せんだいスマート（情報案内冊子）



（２）賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築

①都心の回遊性の向上に向けた交通環境づくり

- 都心の賑わいを向上させるため、沿道の土地利用や、都心における各種交通機能の確保、街路樹が形成する緑陰等を考慮した歩行者空間を創出し、ウォーカブル*な都市空間の形成を推進します。
- 定禅寺通や青葉通、宮城野通等において、都心の賑わいや回遊性を向上させるため、道路空間の利活用や再構成に取り組みます。
- 国内外の来訪者の回遊性向上を図るため、多言語による案内サインや、デジタルサイネージ*、Wi-Fi 環境の整備などの導入を推進するとともに、MaaS*の導入を検討します。
- 公共交通を利用した都心への来訪や都心内の回遊を促します。
- 都心の移動手段として定着した、コミュニティサイクル*の利用を一層促進します。

②多様な活動を支える都心の交通環境づくり

- 東北・仙台の玄関口である仙台駅周辺において、高速バス等の乗り継ぎ利便性や快適性、定時性の向上に資する交通結節機能*の強化を図ります。
- 道路のバリアフリー化や自転車通行空間の整備等、歩行者や自転車等が安全で快適に移動できる空間の形成に取り組みます。
- 都心における駐車場の整備状況を踏まえ、駐車施設のあり方について検討します。
- 路上駐車対策や適切な荷捌き施設の確保など、道路交通の安全性と円滑性の確保に努めます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-2 賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築

方針 1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用

方針 3-3 新技術等を活用した交通システムの促進

道路空間利活用の事例（左：青葉通 右：定禅寺通）

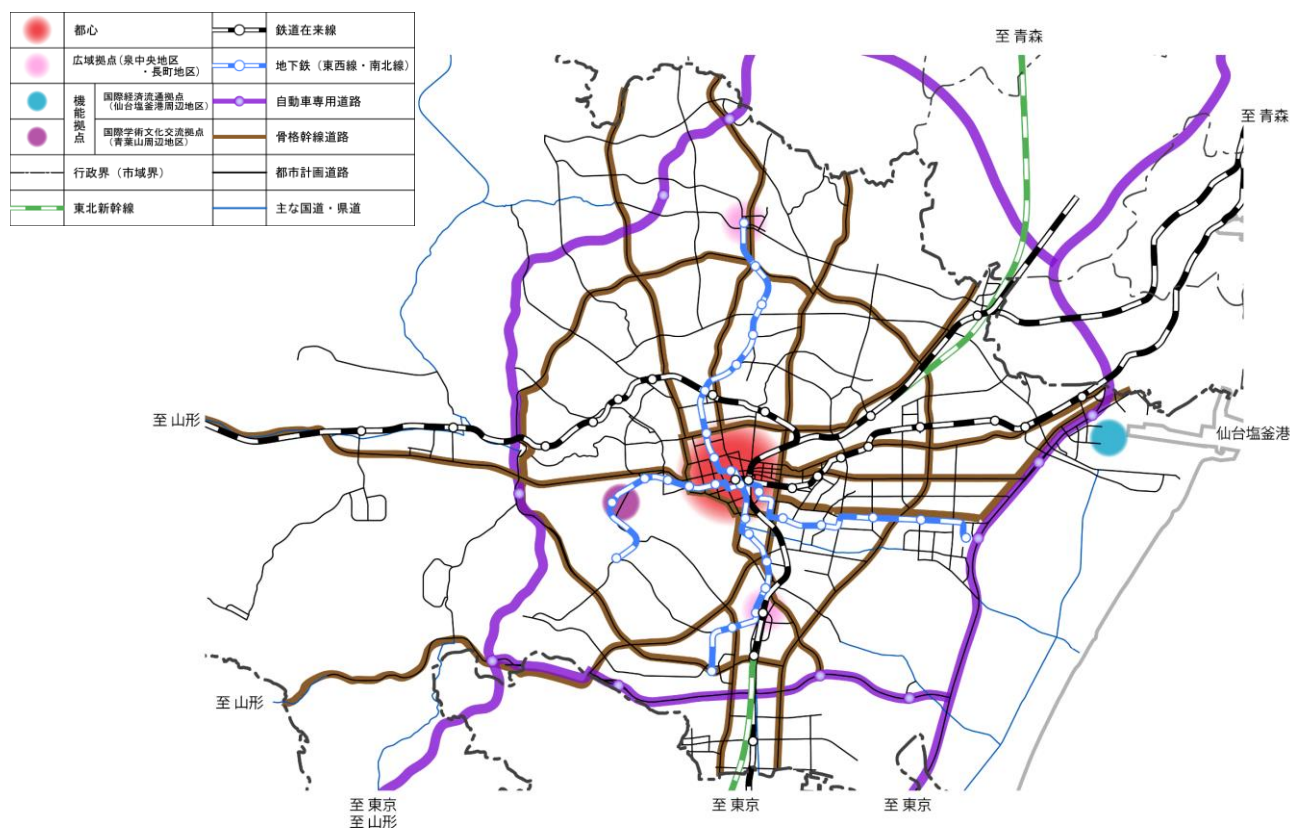


(3) 多様な都市活動を支える交通政策の推進

①経済・交流を支える交通環境の形成

- 社会・経済活動を支え、物流・交流を促進する道路ネットワークを強化するため、高規格幹線道路や、補完する地域高規格道路及び一般国道などの広域的な道路ネットワーク路線の強化等に取り組みます。
- 「新たな幹線道路網（2011（平成23）年1月公表）」に基づき、骨格幹線道路網を形成する路線・区間のうち、広域的な道路ネットワークの形成や渋滞緩和など整備効果の高い路線・区間を優先しながら、都市計画道路の整備を推進します。
- 道路交通を取り巻く社会状況の変化や、道路交通需要の現状と将来の見通しを踏まえ、将来に向けた都市計画道路網の見直しの必要性について検討します。
- 交流人口のさらなる拡大に向けて、観光施策と連携しながら、観光客等来訪者の二次交通[※]等域内の交通環境の充実を図ります。
- 公共建築物の建て替えや民間再開発事業等の土地利用の転換と合わせて、交通及びその関連施設も一体となった地区内の交通環境整備を推進します。

主要道路ネットワーク



都市計画道路の整備事例（左：元寺小路福室線 右：宮沢根白石線）



②安全・安心な交通環境の形成

- 道路や交通施設等にて、高齢者や障害者等、誰もが利用しやすく、安全で安心なバリアフリー空間を整備します。
- 交通事故の被害に遭いやすい子供や高齢者、障害者などの安全を確保するため、日常生活に利用される生活道路の安全対策や、災害に備えた道路機能の強化等に努めます。
- 自転車を安全・安心に利用できる環境づくりとして、自転車通行空間の整備や駐輪場の整備・維持管理、自転車の安全利用に向けた啓発などを推進します。
- 一定規模の建築物の建築にあたっては、駐車場附置義務条例等により駐車施設を確保し、快適な交通環境の形成を推進します。

③新技術等の積極的な活用

- 交通利便性とまちの魅力の向上に向けて、関係機関等と連携しながら本市の特性に合ったMaaS*の導入を検討します。
- 自動運転やグリーンスローモビリティ（GSM）*など、新技術や新たなモビリティの導入に向けた実証実験を行い、円滑で快適な移動環境の確保に向けて検討します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 3-2 多様な都市活動を支える交通政策の推進

方針 3-3 新技術等を活用した交通システムの促進

方針 4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成

MaaS（Mobility as a Service）のイメージ

モビリティとまちのアクティビティを一つのサービスに（as a Service）

あらゆる移動サービスの乗り換えのシームレス化
（鉄道、バス、タクシー、マイカー、自転車、電動キックボードなど）



検索・予約・決済
（時刻と路線検索、地図とルート案内、フリー乗車券）

まちでの活動
（観光、飲食など）



アクティビティ情報・予約・決済
（観光施設、飲食店、イベント）

出典：仙台 MaaS 運営委員会資料



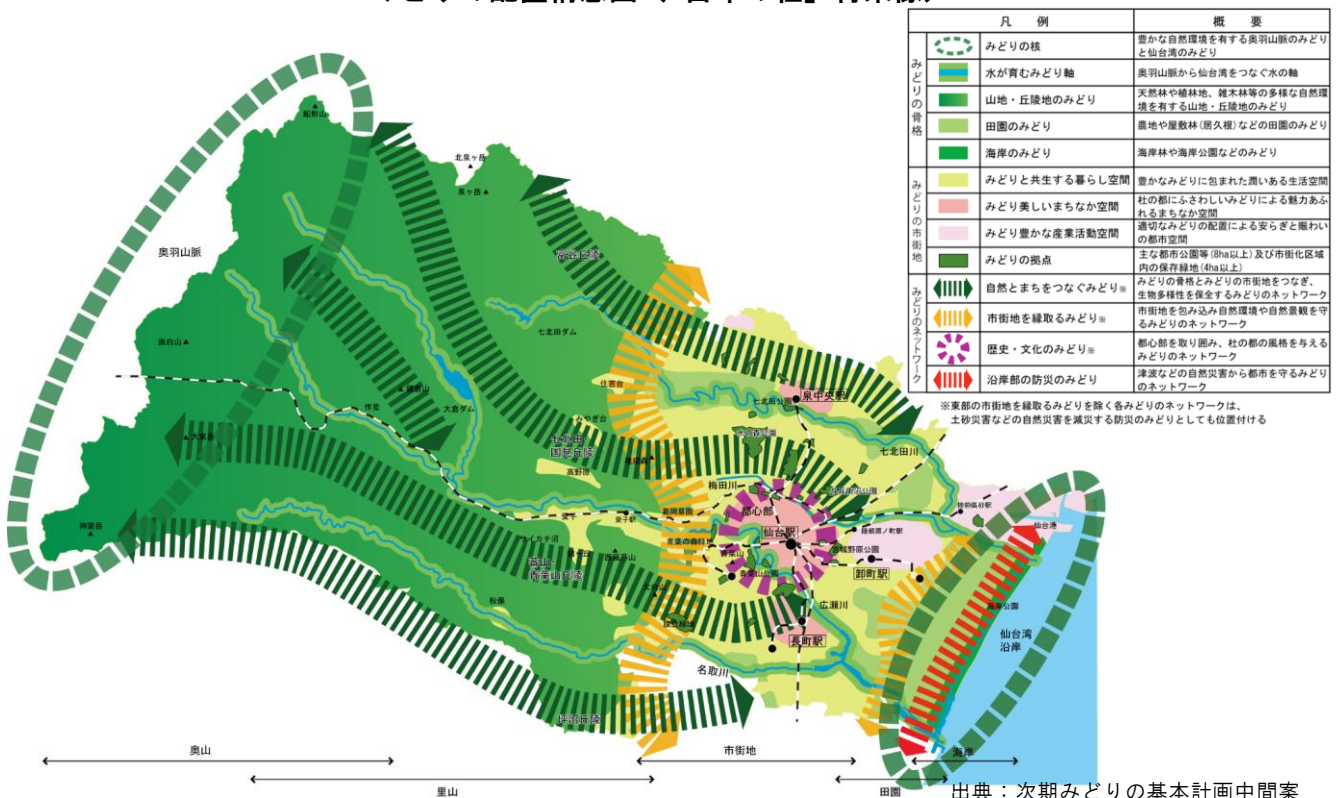
3. 緑・景観

(1) みどり豊かな空間の形成と保全

①みどりと水による潤いある都市空間の形成

- 緑の骨格となる市街地を取り囲む森林地域や市街地を流れる名取川・広瀬川・七北田川の水環境の保全に努めます。
- 緑の骨格と市街地内の緑をつなぎ、市街地に自然環境を引き込むための生態系にも配慮した緑と水のネットワーク形成を推進します。
- 公共施設や街路等の公共空間における質の高い緑化を進めるなど、緑の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラ※によるまちづくりを進めます。
- 緑豊かな潤いのある都市空間を創出するため、建築物の屋上・壁面などの緑化や道路に接する部分の緑化、高木や低木を組み合わせた多層緑化※など、質の高い緑化を推進します。
- 土地区画整理事業※や市街地再開発事業※、開発行為※などにより一定規模の区域を総合的に面整備する際は、緑地の確保、街路樹や公園の整備、各種施設や建築物の緑化など総合的な緑化を推進します。
- 本市の代表する緑である街路樹が、景観形成や環境改善等の緑の多機能性を十分発揮できるよう、適切なマネジメントを行います。
- 緑地協定※や地区計画※などにより、緑あふれる統一感のある街並みの形成を推進します。
- 総合設計制度※の活用などにより、居心地が良く質の高い緑地やオープンスペース※など身近な緑の創出を推進します。
- 緑化重点地区※（仙台都心部、長町、卸町、泉中央）について、一層の緑の充実を推進します。

みどりの配置構想図（「百年の杜」将来像）



②杜の都にふさわしい都心のみどりあふれる都市空間の形成と利活用

- 緑の多機能性を生かした「杜の都」にふさわしい緑の空間を創出し、賑わいや憩い、安らぎを生み出す豊かな都市空間の形成を推進します。
- 市民や来訪者が集い、楽しみ、活動の場となる緑の空間の形成を図るとともに、その積極的な活用を支援していきます。
- 「杜の都」の価値や魅力の向上を図るため、青葉通再整備や定禅寺通のケヤキ並木や緑地の保全をはじめとする、公園の整備、公共施設などの建築敷地内の質の高い緑化を推進するなど、みどりの回廊づくり※を推進します。
- 回遊性の向上や賑わいを創出するため、定禅寺通をはじめ、青葉山周辺も含めた都心部のみどり豊かな環境を利活用して、緑陰を提供する快適な歩行空間や滞留空間の整備に取り組みます。
- 「杜の都」にふさわしい魅力ある緑の空間を創出するなど、環境に配慮した建築物の整備を促進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用

方針 1-4 杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用

方針 2-4 自然環境の保全・継承

方針 4-1 緑と潤いのある都市空間の形成と活用

青葉通のケヤキ並木



（２）公園・緑地・水辺の形成と保全

①公園の整備と利活用

- 複数の公園での機能分担や公共施設等との連携利用の観点などから計画的な公園再整備・リニューアルを図るとともに、経営的な視点に立った公園運営管理の仕組みを作り、官民連携事業等の取り組みを通じて公園利活用を促進します。
- 誰もが身近に緑とふれあい人々が集う勾当台公園や、西公園、榴岡公園など、緑の拠点となる公園の整備と利活用を推進します。
- 子どもたちが様々な遊びに触れることができるよう、都市公園等の既存施設を活用した環境づくりを進めます。
- 街区公園*や近隣公園*など身近な都市公園を整備し、公園空白地の解消に努めます。
- 防災の視点や自然環境に配慮しながら、スポーツ施設などのレクリエーション施設の整備を推進します。

②緑地の保全

- 市街地とその周辺の連続した緑を確保するため、保存緑地*などの制度との連携を考慮しながら、特別緑地保全地区*、風致地区*、都市計画緑地など都市計画制度により緑地の保全に努めます。
- 市街地を取り囲む大年寺地区や愛宕山地区などの風致地区や保存緑地の保全に努めます。
- 「杜の都」の原風景を残すため、居久根*や社寺林*など地域の自然資源の保全に努めます。

公園の整備・利活用の事例（左：高砂中央公園 右：肴町公園）



③水辺の空間整備と利活用

- 「杜の都」のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川の景観や自然環境等を次世代に引き継いでいくため、市民の主体的な参画を得ながら清流を保全していくとともに、新たな魅力の創出を図ります。
- 市民協働により、広瀬川に関わる市民や活動団体等と魅力ある親水空間の創出に取り組みます。
- 緑と一体となる親水空間として河川などの水辺空間を整備するとともに、四ツ谷用水や貞山運河等の歴史的・文化的資源について、その歴史や魅力の発信に努めます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-4 杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用

方針 2-4 自然環境の保全・継承

方針 4-1 緑と潤いのある都市空間の形成と活用

広瀬川でのイベントの様子



（３）良好な都市景観の形成

①杜の都の風土を育む景観の形成

- 奥羽山脈から連なる山々や丘陵、仙台平野の田園からなる自然風景、快適で心地が良くゆとりある市街地景観の一体的な景観形成に取り組むため、市全域を景観法に基づく景観計画区域に指定し、緑に囲まれた美しい都市の眺望景観の保全に努めます。
- 仙台の発祥となった旧城下町の区域を景観計画における景観重点区域[※]と定め、地域特性に応じたよりきめ細やかな景観形成を推進します。
- 青葉通、定禅寺通、宮城野通のシンボルロードにおいては、景観地区[※]、地区計画[※]、広告物モデル地区[※]の３つのまちづくりルールに基づき、適切な建築物や屋外広告物等の誘導を行い、さらなる良好な景観形成を図ります。
- 建築等に伴って創出されるオープンスペース[※]について、まちへの滞留や回遊を促進する居心地の良い空間となるよう誘導を図ります。
- 景観計画で示す景観形成の方針や広瀬川の清流を守る条例に基づき、建築物等の行為の許可申請や届出制度により、良好な景観形成の保全と推進を図ります。
- 屋外広告物については、景観上の重要な地域の考えと連動させた屋外広告物条例に基づいて、魅力的な都市空間の形成を図ります。

仙台城跡からの眺望



シンボルロードにおける景観形成（宮城野通）



オープンスペースの例（青葉通）



②歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成

- 城下町以来受け継いできた佇まいを都市の文化として尊重し、個性と伝統のある「杜の都」として風情ある景観の醸成を推進します。
- 地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全については、市内の景観資源を改めて評価し、効果的な保全方法や活用方法を検討することにより、地域の個性を生かした魅力的な景観づくりを進めます。

③市民協働による景観づくり

- 魅力的な景観等を共有し、発信する仕組みづくりにより、市民の自主的な景観づくりへの支援を検討します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用

方針 1-4 杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用

方針 4-2 良好な都市景観の形成

杜の都景観重要建造物等の事例（旧針惣旅館）





4. 防災・環境

(1) 災害に強い強靱な都市の構築

①都市施設などの防災・減災機能の強化

- 東日本大震災※の経験や教訓を生かしたより実効性の高い防災体制を構築するための指針となる地域防災計画と連携しながら、今後発生しうる自然災害を想定し、災害に強い都市の構築を推進します。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制など安全なまちづくりを進めます。
- 津波による被害に対して、海岸堤防、海岸防災林※、かさ上げ道路などの多重防御による減災を図ります。
- 災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路※における橋りょうの耐震補強や、道路のり面などの防災対策を推進します。
- 延焼遮断帯※などの機能を有している都市計画道路の整備を推進するとともに、避難路や緊急輸送路の機能を向上させるため、街路樹の整備や住宅地の生垣化を推進します。
- 都市の防災性の向上を図るため、道路の無電柱化※を推進します。
- 大規模地震発生時等における火災への確に対応するため、防火水槽の計画的な整備と老朽化した防火水槽の補修等を推進します。
- 避難場所や救援活動拠点などの機能を有している公園・緑地などのオープンスペース※整備や、広域避難場所に指定されている大規模公園の防災機能の強化を推進します。
- 鉄道駅周辺での新たな施設整備に当たっては、避難場所の確保など防災機能の強化について検討します。
- 大災害に対応する備蓄・補給体制、広域輸送拠点としての機能などの中枢的機能を備えた広域的防災拠点の整備に向けて、宮城県などと連携した取り組みを推進します。
- 市民の暮らしを支えている上下水道施設や橋りょうなどの耐震化を推進します。
- 上下水道施設において、重要幹線の複線化、事業継続計画（BCP）※などにより、地震等による被害の軽減と被災時の機能維持に取り組みます。

橋りょうの耐震補強の事例（太白大橋）

施工前



施工中



施工後



②浸水対策の推進

- 河川区域だけではなく、集水域を含めた流域全体での流域治水対策に、国・県、企業・住民など流域全体のあらゆる関係者の協働によって取り組みます。
- 雨水幹線やポンプ場、農業用施設の整備などの雨水排水対策や、河川改修などの治水安全対策を推進します。
- 浸水リスクの高い地区については、優先的に雨水排水施設の整備を進めるとともに、土のう配布や止水板設置補助などソフト対策を合わせた総合的な対策に取り組みます。
- 土地区画整理事業*や開発行為*などにより一定規模の区域を総合的に面整備する際は、雨水排水施設の整備や雨水流出抑制対策に取り組みます。
- 都市開発と合わせた水害対策の実施を促進するため、水害対策の実施による容積率*の緩和などの都市計画制度の活用を検討します。
- 公共施設における雨水流出抑制施設の設置を行うとともに、民間施設における雨水流出抑制施設の普及拡大に取り組み、都市の保水力の向上や雨水流出量の抑制を推進します。

総合的な雨水対策（左：原町東部雨水幹線 右：土のうステーション例）



③建築物の防災・減災対策

- 公共建築物や民間建築物の耐震化を推進します。
- 公共建築物の整備に当たっては、災害時においても建築物の安全性が確保され継続使用ができるよう耐震性能の強化を推進します。
- 新耐震基準以前に建てられた民間建築物については、耐震診断及び耐震改修に関する普及・啓発を推進します。
- 戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援し、住宅の耐震化を推進します。
- 分譲マンションの耐震予備診断や耐震精密診断、耐震改修の各種支援、耐震化相談員の派遣などにより住宅の耐震化を推進します。
- 緊急輸送道路*沿道の建築物の耐震化を推進します。
- 老朽化した木造住宅が密集している市街地などにおいては、建築物の建て替えにあわせた狭隘道路の改善などにより、防災性の向上と居住環境の改善を推進します。
- 防火地域*や準防火地域*を指定し、建築物の耐火性能の向上や災害発生時の延焼拡大の防止を図ります。
- 延焼遮断帯*として整備する道路の沿道は、路線防火地域*などを指定し、都市の防火性の向上を図ります。

④宅地の防災・減災対策

- 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成等規制法に基づく技術基準の適用により、宅地防災対策を推進します。
- 盛土造成地において変動予測調査及び安全性の把握を進め、住民への情報提供を図るとともに、変動予測調査の結果を踏まえて、必要に応じ対策工事について検討します。
- 丘陵地等における宅地擁壁の老朽化状況などの調査を行い、宅地所有者へ擁壁の安全性について周知するとともに、宅地所有者が行う対策を促進します。
- 土砂災害による人命、財産への被害を防止するため、宮城県や砂防ボランティア等とともに土砂災害警戒区域等や砂防施設等のパトロールを行います。
- 東日本大震災※において設置した滑動崩落防止施設※について、定期的に施設の点検を行うなど適切な維持管理に努め、施設の保全を図ります。

⑤啓発などによる防災・減災への備え

- 「仙台防災枠組 2015-2030※」の普及啓発を進めるとともに、フォーラムや国際会議などを通じて、東日本大震災の経験と教訓を国内外に発信します。
- 東日本大震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する施設の整備や、仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みづくりなどを推進します。
- 防災などの各種ハザードマップを作成し防災に関する情報を市民へ周知するなど、災害に強いまちづくりを推進します。
- 土砂災害警戒区域図（土砂災害ハザードマップなど）の公表などにより市民への警戒避難情報の周知に努めます。
- 仙台駅等ターミナル駅周辺における大規模災害発生時の混乱を防ぐため、帰宅困難者の発生を抑制するとともに、帰宅困難者への迅速な支援を推進します。
- 産官学連携によるオープンイノベーション※を通じて、防災・減災の視点を取り入れた製品・サービスの事業化を推進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 1-5 都心にふさわしい安全・安心な都市空間の形成

方針 4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成

ハザードマップの例



仙台駅周辺帰宅困難者訓練の様子



(2) 安心して暮らせる都市の形成

①誰にでもやさしい都市

- 公共施設の新設や大規模改修に当たっては、高齢者や障害者などを含めたすべての利用者の視点に立ったバリアフリー化を推進します。
- ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、民間施設の新設や改修に当たっては、出入口や階段、エレベーター設備などについて、誰もが利用しやすいバリアフリー化された施設の整備を推進します。

②防犯に配慮した都市の構築

- オープンスペース*などを設置する際は、死角を排除するなど防犯性の向上に努めます。
- 公園については、死角を排除するような施設の配置や見通しの効く適正な植栽の管理などにより防犯性の向上に努めます。
- 街路灯の設置など、防犯に配慮した市街地環境の整備を推進します。

③公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメント

- 公共建築物や道路、橋、公園、上下水道施設などについて計画的なコスト縮減や効率的な運営管理に取り組み、日常生活の安心の基礎となる生活基盤の維持・保全に努めます。
- 市役所本庁舎の建て替えなど、老朽化した公共施設の計画的な更新・整備に取り組みます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成

方針 4-4 衛生的な都市環境の保全

（３）都市環境の保全

①衛生的な都市環境の維持

- 公衆衛生の向上のため、汚水処理施設の適正な維持管理や公設公管理浄化槽の普及促進に努めます。
- 人口減少や節水機器の普及により、今後汚水量の減少が見込まれるため、これに合わせた汚水処理施設の再編や汚水処理システム全体の再構築などによる効率的な汚水処理に取り組みます。
- 中央第４号幹線、名取川左岸幹線の整備など合流式下水道*の改善を図ります。
- 廃棄物の減量化を図りながら、ごみ焼却施設の適正な維持や更新を推進します。
- 廃棄物処理施設の立地については、土地利用や周辺環境への影響などを踏まえ適正な配置を推進します。

②快適な生活環境の保全

- 大気汚染や騒音・振動などの発生源に対し、関係法令に基づく規制指導により、公害被害の未然防止に努めるとともに、大気環境への負荷の低減を図ります。
- 水質汚濁の発生源に対し、関係法令に基づく規制指導により、公害被害の未然防止に努めるとともに、水環境への負荷の低減や水質保全に取り組めます。
- 周辺環境への影響が懸念される管理不十分な空き家等について、所有者に対する自主的な改善を促すとともに、空き家に関する啓発の実施や相談体制の充実により適切な管理を促進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 4-1 緑と潤いのある都市空間の形成と活用

方針 4-4 衛生的な都市環境の保全

(4) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

①環境負荷の小さい都市空間の形成

- 公共施設の整備・改修にあたっては、建物の断熱性能を高めるとともに、再生可能エネルギー※や最新の省エネルギー・高効率設備等の積極的な導入に努めます。
- 民間建築物の建て替え・改修にあたっては、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）※やグリーンビルディング※等の環境性能の高い建築物の普及促進を図ります。

②エネルギー効率の高いまちづくり

- 脱炭素社会の構築に向けて、エネルギー効率の高い市街地整備や、環境に配慮した建築物、先進的なエネルギーマネジメントシステム等の導入を推進します。
- 太陽光やバイオマス※などの再生可能エネルギー施設については、適切な環境配慮がなされるよう対応を促しながら、その普及を図ります。
- 地域の再生可能エネルギーや熱電併給システムなど、防災性の高い分散型エネルギーシステムの導入を促進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成

方針 4-5 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成



5. 協働まちづくり

(1) 多様な主体によるまちづくりの推進

①地域主体のまちづくり活動

- 個人や地域団体、NPO※、企業、行政等が地域課題や地域づくりの理念を共有し、地域ごとに将来ビジョンを定めるなど、協働によるまちづくりに取り組みます。
- 地域に存在する自然や歴史、文化などの資源を掘り起こし、新たな交流や賑わいを生み出すまちづくりを推進します。
- 地域と共に地区計画※などにより地域ごとのきめ細やかなまちづくりルールを定め、地域特性に応じたまちづくりを推進します。
- 地域を支えている町内会や商店街、企業等と地域特性を生かしながら活性化を図っていくため、エリアマネジメント※などによる取り組みを推進します。

②企業・大学などによるまちづくり活動

- 多様な主体が各々の知恵や強みを生かせるよう、交流や連携を広げる仕組みづくりを推進します。
- 大学などの研究機関が積極的に地域社会に貢献できるよう地域への研究成果の還元や本市との協働による施策推進、産学官連携の拡充など、創造的なまちづくりを推進します。
- 賑わいの創出や地域の維持などのため、地域の特性に応じてエリアマネジメントのあり方を検討し、その運営団体の発足や活動を支援します。
- 民間主導・行政参加型のまちづくりの自走化に向けた支援を行うなど、地域主体の持続的なエリアマネジメント活動が育つ環境づくりに取り組みます。

③まちづくり活動を担う人材育成

- 地域における多様な主体による協働を推進するためのコーディネーターとなる人材の発掘や育成を進めます。
- 地域課題の把握・解決に取り組む場を若者に対して提供することなどを通して、将来の担い手となる若年層のまちづくりへの参加を促進します。
- リノベーション※まちづくりの普及を図りながら、意欲的な人材の発掘や育成を進めます。
- 道路や公園などの公共施設及び民間建築物のオープンスペース※などを有効に活用するため、管理者と地域や企業などが効果的に連携できるような取り組みを推進します。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 5-1 地域主体の持続的なまちづくりの推進

方針 5-2 多様な主体によるまちづくりの推進

(2) 協働まちづくりへの支援

①まちづくり活動への支援

- 地域住民及び企業が主体的に都市計画のあり方を検討することができるよう、都市計画提案制度※の活用事例紹介などによる制度の周知に努め、都市計画提案制度の活用を推進します。
- 都市再生特別地区※などの都市貢献において、事業者によるまちづくり活動につながる事業や、地域等が活用可能な都市空間の整備を評価することにより、積極的な地域との協働事業の展開を推進します。
- まちづくり支援専門家派遣制度※やまちづくり活動への助成などにより、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。
- 幅広い分野の専門家に対して本市まちづくり専門家への登録を促進し、広範なまちづくり活動を支援できる体制の構築を推進します。
- まちづくりの政策形成過程において、市民の意見や提言などを適切に反映するため、多様な参画の機会の確保に取り組みます。

②まちづくり情報の発信

- インターネットを活用して都市計画縦覧システムによる情報提供をはじめ、都市計画基本図のダウンロードサービス、その他都市計画に関する情報等について、積極的な情報提供に努めます。
- 地区計画※による具体的な制限内容について地区計画ガイドを作成するなど、地域住民に分かりやすい情報提供に努めます。
- 広報誌やホームページなど様々な広報媒体を通して、まちづくりの事例や支援制度の紹介などを行い、まちづくりに関する意識の啓発に取り組みます。

【 対応する都市づくりの基本方針 】

方針 5-1 地域主体の持続的なまちづくりの推進

方針 5-2 多様な主体によるまちづくりの推進

せんだいリノベーションまちづくりスクール



まちづくり活動の例（定禅寺通）



第5章 都市計画の推進に向けた方策

1. 総合的な施策展開の推進

都市づくりに関する課題が多様かつ複雑化している現代社会において、効果的かつ効率的に都市づくりを進めるためには、都市計画分野に関わる部局はもちろん、子育て、教育、福祉、文化・芸術など他分野との組織横断的な連携・協力による総合的な施策として取り組むことが一層重要視されています。

そのため今後の都市づくりにおいては、本方針の目標像の実現に向けて、社会情勢の変化や国・県との役割分担、本市の持続可能な財政運営との整合などを踏まえ、展開する施策の重点化などを図りながら、関係部局が一体となりハードとソフト両面での推進方策を検討し、総合的に施策を展開していきます。

また、本市が選ばれる都市となるためには、行政による取り組みだけではなく、市民や企業等が主体又は連携した取り組みによる個性的で多様性のある都市づくりを行っていきます。

2. 地域別構想の策定

都市計画法第18条の2で規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、目指す将来像を実現するための主要な課題に対応した整備方針などを定めた全体構想（本方針）と、これを踏まえて一定の地域ごとにあるべき市街地像の実現のための施策を詳細に定めた地域別構想の2層構成が一般的になっています。

これまで本市では、都心や広域拠点（泉中央地区・長町地区）への都市機能集約と、地域特性を踏まえた地区間の分担と連携が重要であったことから、この3地区において地域特性を踏まえたきめ細やかなまちづくり方針を示す地域別構想を策定し、取り組みを進めてきました。

この3地区については、今後も引き続き、きめ細やかな土地利用方針や円滑な都市交通の確保、豊かな緑地空間の確保、魅力ある街並み形成の方針などを示す地域別構想を策定し、都心や広域拠点それぞれの地区にふさわしい都市機能の集積を一層推進しながら、都市の活力と魅力の向上に取り組んでいきます。

3. 立地適正化計画の策定

急速な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にも、安心して快適かつ健康的な生活環境を実現するとともに、財政面や経済面において持続可能な都市経営をすることは、本市のみならず、日本国内におけるまちづくりの大きな課題となっています。

こうした中、国は行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを促進するため、2014（平成 26）年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。これによって、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画となる立地適正化計画を策定することが可能となりました。

本市では、1999（平成 11）年に策定した「都市計画の方針」において、「拡大型の市街地形成」から「鉄道を基軸とした集約型の市街地形成」への転換を図って以降、鉄道を基軸とした機能集約型の都市づくりを継続的に取り組んでいます。今後も、鉄道を基軸とした機能集約型の都市づくりの考え方に基づいた取り組みを進めるとともに、本方針に掲げる都市づくりの目標像の実現に向け、適正な土地利用や都市機能の誘導を進めるため、具体的な方針を示す立地適正化計画の策定に取り組めます。

4. 社会の変化に対応する都市計画

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症^{*}の世界的な感染拡大は、日本国内でも緊急事態宣言が発令される事態となり、都市における人々の活動や価値観に大きな変化をもたらす機会となりました。今後は、このような事態に加え、異常気象や大規模災害の多発など、未来を予見することが困難な時代に突入しています。そのような中で、誰もが安心して活動することができる都市であり続けるためには、現時点で予見することのできない社会の変化への対応力を高めていく必要があります。

本市は、東日本大震災^{*}という未曾有の事態においても、多様な協働を通じて復興を推進し、都市の価値を高めてきており、今後においても社会に起こりうる大きな変化に柔軟に適応して都市計画を推進していきます。このような社会の変化に加え、都市計画を取り巻く制度や考え方等の変化に対応するため、本市における都市計画について必要に応じた見直しを行います。

また、都市計画の分野の中でも、個人単位の行動データを基に人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で施設配置や空間形成、交通施策を検討するスマート・プランニングが実践されています。本市においても、今後はビッグデータや最先端技術を活用した計画手法を用いた都市計画の検討に取り組めます。

参考資料

1. 都市における活動のイメージ図



※本市の都心や各拠点、郊外住宅地において行われる様々な活動をイメージした図であり、実際の位置関係とは異なります。

2. 仙台市都市計画審議会・協議会での検討経過

年 月 日	会 議	内 容
平成 31(2019) 年 3 月 20 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 1 回)	現行都市計画マスタープランの概要と次期都市計画 マスタープラン策定に向けたスケジュールについて
令和元(2019)年 7 月 23 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 2 回)	現行都市計画マスタープランの振り返りについて
令和元(2019)年 11 月 20 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 3 回)	都市計画を取り巻く動向、都市づくりの視点について
令和 2(2020)年 3 月 24 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 4 回)	都市づくりの視点や基本方向、計画構成について
令和 2(2020)年 6 月 3 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 5 回)	都市づくりの目標像と骨子案について
令和 2(2020)年 8 月 31 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 6 回)	次期都市計画マスタープラン素案について
令和 2(2020)年 10 月 13 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 7 回)	次期都市計画マスタープラン素案修正版について
令和 2(2020)年 11 月 4 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 8 回)	次期都市計画マスタープラン中間案の決定について
令和 3(2021)年 2 月 2 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 9 回)	パブリックコメントの実施結果とその対応、 次期都市計画マスタープラン最終案について
令和 3(2021)年 3 月 24 日	仙台市都市計画審議会 諮問	次期都市計画マスタープランについて
令和 3(2021)年 3 月 日	仙台市都市計画審議会 答申	次期都市計画マスタープランについて

◆仙台市都市計画審議会（協議会）委員名簿

（敬称略）

会 長 奥村 誠 東北大学大学院教授 会長代行 姥浦 道生 東北大学大学院教授

石川 建治 仙 台 市 議 会 議 員

梅野 修一 国土交通省東北地方整備局長
（2020年8月31日～）

加藤 和彦 仙 台 市 議 会 議 員

鎌田 城行 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年9月9日～）

亀山 秀一 国土交通省東北運輸局長
（2020年8月31日～）

菅野 芳人 仙 台 弁 護 士 会
（2020年4月1日～）

菊地 崇良 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年9月9日～）

今野 薫 仙台商工会議所専務理事

佐々木 均 仙台市農業委員会会長

佐藤 宏樹 宮城県警察仙台市警察部長
（2021年3月24日～）

庄司 俊充 仙 台 市 議 会 議 員

鈴木 広康 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年9月9日～）

高橋 直子 宮 城 県 建 築 士 会

多田 千佳 東北大学大学院准教授

福井 大輔 市 民 委 員
（2020年8月1日～）

福嶋 路 東北大学大学院教授
（2020年4月1日～）

本多 恵子 市 民 委 員
（2020年8月1日～）

渡辺 敬信 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年9月9日～）

（青山 達二） 宮城県警察仙台市警察部長
（2020年3月23日まで）

（飯島 淳子） 東北大学大学院教授
（2020年3月31日まで）

（内海 裕之） 宮城県警察仙台市警察部長
（2020年3月24日～2021年3月23日まで）

（木村 勝好） 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年8月27日まで）

（齋藤 敏明） 市 民 委 員
（2020年7月31日まで）

（佐藤 わか子） 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年8月27日まで）

（佐藤 克英） 国土交通省東北地方整備局長
（2019年7月23日～2020年8月30日まで）

（嶋中 貴志） 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年8月27日まで）

（庄司 利信） 市 民 委 員
（2020年7月31日まで）

（高田 昌行） 国土交通省東北地方整備局長
（2019年7月22日まで）

（高橋 春男） 仙 台 弁 護 士 会
（2020年3月31日まで）

（西澤 啓文） 仙 台 市 議 会 議 員
（2019年8月27日まで）

（吉田 耕一郎） 国土交通省東北運輸局長
（2020年8月30日まで）

※氏名が括弧書きの委員は、意見聴取を開始（2019（平成31）年3月20日）してから、都市計画審議会への諮問（2021（令和3）年3月24日）までの間に交代している委員で、委員に就任していた当時の所属を記載しています。

3. 大学生・まちづくり専門家・転勤者とのまちづくりに係る意見交換

(1) 学生参画

<学生を対象とした市民参画の目的>

- ・都市計画マスタープランの策定に生かすため、仙台のまちづくりや、将来どのように暮らしたいと考えているのかなど、将来、都市で活躍し、まちづくりの担い手になる学生世代の考えを把握することを目的としました。
- ・ワークショップ等を通して、仙台のまちづくりに興味・関心をもってもらうことも目的のひとつとしました。

<参加者>

- ・仙台市内・近郊の大学に通う大学生・大学院生で、まちづくりに関係する学科の皆さんに参加していただきました。

東北大学	工学部	建築・社会環境工学科
	理学部	地圏環境科学科
宮城大学	事業構想学部	デザイン情報学科
東北学院大学	教養学部	地域構想学科
東北工業大学	工学部	建築学科
東北福祉大学	総合福祉学部	福祉行政学科 ほか



▲学生ワークショップの参加者

①都市計画に関する勉強会

開催日時	2019(令和元)年9月中旬～10月中旬
開催場所	各大学
参加人数	延べ約120名
概要	各大学へ訪問し、仙台市都市計画マスタープラン及び11月に実施するワークショップのテーマ・事前課題について説明

②学生ワークショップ

開催日時	2019(令和元)年11月9日(土)10:30～16:30
開催場所	enspace
参加人数	34名(男性25名、女性9名)
概要	各大学混合のグループでワークショップを行い、STEP1～3のワークを通して、未来の仙台のまちづくりについて議論・発表を実施 STEP1 理想のライフスタイルから考える、選ばれる都市の魅力 × STEP2 普段の行動から考える、仙台の特徴、まちの強み・弱み → STEP3 暮らし続けたいと思える「未来の仙台のまちづくり」

＜各グループの発表内容＞

- ・ 6 グループのうち 5 グループが都心を対象としており、各地区の特性をそれぞれ捉えて、それらを通りてつなぎ、回遊性を高めるなどの提案が行われました。
- ・ 都心を対象としなかった 1 グループは、市全体を対象としており、市内を大きなエリアに分けて都心と郊外との関係等も含めて提案が行われました。

グループ	タイトル	内容
Aグループ	緑のある駅チカ生活	緑を増やし、「杜の都」をより象徴的なものにする、仙台でしか見られない街並みに！
Bグループ	〇〇にであうまち仙台 ～移り変わる杜の都～	様々なモノ・コト・人に、「出会い、楽しむ」ことができる仙台に！
Cグループ	魅力を活かす街づくり	仙台らしさ、機能集約、新しい文化で魅力を活かす街に！
Dグループ	間の自生	駅やゾーンをつなぎ、間に仙台らしさを生んで、回遊性のある街に！
Eグループ	学生によるコンパクトシティの夜明け	住宅、産業、オフィスなど職住近接のコンパクトシティを！
Fグループ	エリアごとに考えるまちづくり	エリアの強みを活かした街に！

③学生発表

開催日時	2019(令和元)年 12 月 5 日(木)17:45～18:45
開催場所	enspace 2 階イベントスペース
参加人数	約 30 名
概要	仙台市を取り巻く状況や学生ワークショップの意見等を踏まえた「仙台の未来のまちづくり」についての提案発表会を開催 発表題目：「めぐり・あう街 仙台」 発表者：東北大学計画制度学研究室

＜発表内容＞

- ・ 「仙台市中心部の発展が仙台市全体の活性化につながる！」という視点から、提案の対象を都心部としました。
- ・ まちなかへの動線の維持・強化、まちなか周辺エリアの関連機能の集約・増進を図り、各エリアの特色を強化して、環状にそれらを結ぶことにより、目的のモノ・ヒト・コトに「めぐり・あう街」を実現する将来都市構造の提案が行われました。



▲学生発表の様子

(2) まちづくり専門家交流会

開催日時	2019(令和元)年 10 月 23 日(水)13 時 30 分～16 時 00 分
開催場所	パセオ 6F TKP 仙台勾当台公園会議室
参加人数	19 名
概要	市からの事業報告や参加者からのまちづくり活動の報告等の後に、『未来の仙台のあるべき姿・仙台のまちづくり』をテーマとして意見交換を実施



▲まちづくり専門家交流会の様子



▲まちづくり専門家交流会の様子

＜未来の仙台のあるべき姿・仙台のまちづくりの主な意見＞

- ・まちづくり専門家の視点から仙台らしさを文化や交通、環境等から捉えており、まちづくりとして重点的なところには投資すべきなどの意見をいただきました。

(3) 転勤者意見交換会

開催日時	2019(令和元)年 12 月 3 日(火)19:00～21:00
開催場所	上杉分庁舎2階第2会議室
参加人数	14 名
概要	『他都市と比較した仙台市の特徴(強み・弱み)について』、『これまでに暮らした都市で感じた魅力について』、『これからの仙台のまちづくりについて』をテーマにして座談会を実施



▲転勤者意見交換会の様子



▲転勤者意見交換会の参加者

＜転勤者意見交換会における主な意見＞

- ・子育てのしやすい環境や子どもの教育環境の充実により、家族で住みたい街にすることが重要という意見をいただきました。
- ・来訪者や若者に愛される街となるため、魅力的な人と出会える溜まり場づくりや夜の賑わいが重要という意見をいただきました。

4. 都市計画マスタープランシンポジウム

◆都市計画シンポジウムの開催

- ・仙台市都市計画マスタープラン（中間案）の考え方を広く周知するとともに、今後の仙台市の都市づくりを考えるための取り組みとして、仙台市都市計画マスタープラン（中間案）で掲げた都市づくりの目標像「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。
- ・シンポジウム開催後に、仙台市公式動画チャンネル「せんだい tube」にて当日の様子を動画配信しました。（配信期間：2020（令和2）年12月25日～2021（令和3）年1月12日）

○開催日時、場所

2020（令和2）年12月22日（火） 18:00～20:30、TKP ガーデンシティ仙台ホール 30B

○当日来場者数

■51名

○内容

●「仙台市都市計画マスタープラン中間案の説明」仙台市都市整備局計画部都市計画課長

仙台市都市計画マスタープラン(中間案)について、スライドと概要版を用いて説明しました。

●基調講演

「官能都市（センシュアス・シティ）～都市の本当の魅力を測る新しいものさしの提案～」

島原 万丈 氏 （株）LIFULL/LIFULL HOME' S 総研所長）

従来の定量的な指標に捉われない、都市の本当の魅力を可視化する新しいものさしが必要であるという認識の下で、独自の指標を設定して実施したセンシュアス・シティ調査の結果を中心に講演していただきました。多様性に富む商業や文化的アメニティが多い、職住の近接などが魅力的な都市の要素となっているなど、これから選ばれる都市に向けた挑戦を進める上で大変参考となる内容でした。



▲都市計画マスタープラン中間案の説明の様子



▲基調講演の様子

● パネルディスカッション

仙台市都市計画審議会会長として、仙台市都市計画マスタープラン（中間案）の作成に携わった奥村誠氏をコーディネーターに迎え、仙台市が選ばれる都市となるためには何が必要か、どのようにチャンスを生かすことができるのかなど、都市づくりの目標像の実現をテーマに、各方面で活躍するパネリストによる活発な議論が行われ、多くの貴重な助言や提言が示されました。

コーディネーター

奥村 誠氏 （東北大学大学院教授、仙台市都市計画審議会会長）

パネリスト

岩淵風太氏 （東北大学大学院 修士2年）

佐々木大氏 （INTILAQ 東北イノベーションセンターセンター長）

島原万丈氏 （株式会社LIFULL/LIFULL HOME'S 総研所長）

仁藤貴之氏 （NTT 都市開発株式会社 開発本部 開発推進部 担当部長）

渡邊享子氏 （合同会社巻組 代表）



▲パネルディスカッションの様子

**仙台市都市計画マスタープラン
シンポジウム**

本市では、現在、令和3年度以降の仙台市の都市づくりの方向性を示す、新しい都市計画マスタープランの策定を進めています。
このたびまとめた中間案において掲げている都市づくりの目標像
「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな社の都”」
～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～を
テーマとしたシンポジウムを開催します。

**事前
申込制** **70名
(先着)**

日時 令和2年 **12月22日(火)**
18:00～20:30 (開場17:30)

会場 **TKPガーデンシティ
仙台ホール30B**
(仙台市青葉区中央一丁目3-1 AER30棟)

● 仙台市都市計画マスタープラン中間案の説明
仙台市都市整備局計画部都市計画課長

● 基調講演「官能都市（センシュアス・シティ）
～都市の本来の魅力を測る新しいもののさしの提案～」
講師（株）LIFULL/LIFULL HOME'S総研 所長 島原万丈氏

● パネルディスカッション
コーディネーター
奥村 誠氏（東北大学大学院教授、仙台市都市計画審議会会長）

パネリスト（氏名順）
岩淵 風太氏（東北大学大学院 修士2年）
佐々木 大氏（INTILAQ東北イノベーションセンターセンター長）
島原 万丈氏（株式会社LIFULL/LIFULL HOME'S総研所長）
仁藤 貴之氏（NTT都市開発株式会社 開発本部 開発推進部 担当部長）
渡邊 享子氏（合同会社巻組 代表）

主催/仙台市 お問い合わせ先/仙台市都市整備局計画部都市計画課

JR仙台駅西口より徒歩2分

▲シンポジウム開催チラシ

5. パブリックコメント

仙台市都市計画マスタープラン（中間案）の考え方を公表するとともに、市民意見の一層の反映を図るため意見の募集を行いました。

○募集期間

令和2年12月1日～令和3年1月12日

○公表方法

- ・市政だより令和2年12月号での特集記事の掲載
- ・市ホームページへの資料掲載
- ・市役所本庁舎、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各区役所及び総合支所での資料閲覧及び配布

○意見の募集方法

郵送、FAX、電子メール、みやぎ電子申請システムなどにより意見の受付を行いました。

○意見の募集結果

意見の提出者数：16名、1団体 意見総数：53件

テーマ別の主な意見概要	件数	割合
(1) 都市計画マスタープランの基本的な事項に関する意見	3	5.7%
・計画の背景について 2件		
・計画の位置付けについて 1件		
(2) 都市づくりの視点に関する意見	8	15.1%
・本市の魅力や強みについて 2件		
・本市を取り巻く動向について 6件		
(3) 都市づくりの目標像と基本方針に関する意見	18	34.0%
・基本とする都市構造について 4件		
・都市づくりの目標像について 6件		
・選ばれる都市の実現に向けて 2件		
・都市づくりの基本方針1（都心）について 3件		
・都市づくりの基本方針2（特色を生かしたまちづくり）について 1件		
・都市づくりの基本方針3（交通）について 2件		
(4) 都市づくりに係る部門別の方針に関する意見	11	20.8%
・土地利用に係る方針について 3件		
・交通に係る方針について 2件		
・防災・環境に係る方針について 4件		
・協働まちづくりに係る方針について 2件		
(5) 都市計画の推進に向けた方策に関する意見	3	5.7%
・総合的な施策展開の推進について 1件		
・地域別構想及び立地適正化計画の策定について 2件		
(6) その他の意見	10	18.9%
・土地利用について 2件		
・交通について 4件		
・経済及び観光について 3件		
・市民参加について 1件		

6. 用語の解説

あ

【ICT】

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳され、情報・通信に関連する技術一般の総称。

【居久根（いぐね）】

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹林。樹種はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪を防ぐのに役立っている。かつては、建築材・燃料・食料の調達など、生活に深くかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

【イノベーション】

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで、経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

【インフラ】

インフラストラクチャーの略語。一般的には、道路や鉄道、上下水道、港湾などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などのことをいう。

【ウォーカブル】

「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせで作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の形容詞“walkable”（ウォーカブル）の名詞形で、地域環境の歩きやすさを表す概念。

【NPO】

「Non Profit Organization」の略で、「非営利組織」と訳され、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

【エリアマネジメント】

住民・事業主・地権者などによる、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するための主体的な取り組み。

【延焼遮断帯】

市街地における火災の延焼を阻止する機能を果たす、道路などの都市施設と、それら沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間。

【オープンイノベーション】

企業等が内部資源及び外部資源（技術、アイデア、サービスなど）の統合により、新たな価値を創造すること。

【オープンスペース】

道路や広場等の公共施設及び民間施設における公開空地等の公共的な空間。

か

【海岸防災林】

暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などによる沿岸の災害を防止し、生活環境の改善に役立っている海岸林の総称。

【街区公園】

公園を中心に半径 250 メートル程度の範囲に居住する人々の利用を目的とする小規模な公園。

【開発行為】

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更。都市計画法により市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

【滑動崩落防止施設】

地震等により地盤の滑動崩落被害を受けた区域に設置する抑止杭、固結体、グラウンドアンカー等の施設のこと。

【環境影響評価制度】

道路やダム建設、住宅団地の造成など一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全について意見を聴き、環境の保全及び創造の措置を検討することにより、事業が及ぼす環境への影響をできる限り小さくするための手続き。

【緊急輸送道路】

大規模な災害が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など広域的な応急対策を行うために重要な路線として位置付けられた道路。

【近隣公園】

公園を中心に半径 500 メートル程度の近隣の住民を対象として、休養・散策に供する公園。

【区域区分（線引き）】

計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分して指定すること。概ね 5 年ごとに行われる都市計画基礎調査に基づき、人口、産業などの見通し、市街化の現況及び動向を勘案して実施する。

【グリーンインフラ】

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用する考え方（取り組み）。

【グリーンスローモビリティ（GSM）】

電動で、時速 20km 未満で公道を走ることが可能な 4 人乗り以上の公共交通。

【グリーンツーリズム】

農林業地域が育んできた自然や生活文化の資源を活用し、市民が農作業体験をしたり、地域の伝統行事や食文化に触れたりするなど、ゆとりある楽しさを享受する余暇活動。

【グリーンビルディング】

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

【景観重点区域】

「杜の都」として一体的な景観形成を図る景観計画区域（仙台市全域）のうち、景観形成のきめ細かな一層の推進を図る区域として、景観法に基づく仙台市景観計画において定められている。

【景観地区】

良好な景観形成を図るため、建築物の形態意匠・高さや壁面の位置等について、

総合的に規制するために都市計画で定める地区。

【広告物モデル地区】

仙台市屋外広告物条例に基づき、広告物等に関する優れた景観の形成が特に必要であると認められた区域について、広告物整備計画を定めて指定した地区。

【交通結節機能（交通結節点）】

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場、歩道などがある。

【高度地区】

北側隣地の日照を確保し良好な住環境を保護するため、建築物の高さの制限を指定する地区。

【合流式下水道】

汚水及び雨水を同一の管路で排除する方式の下水道のこと。

【コミュニティサイクル】

地域内での自転車の利用拡大を目的として、複数のサイクルポートを配置し、任意のサイクルポートで自転車を借りたり返したりすることのできる都市交通システム。

【コンベンション】

国内外からの参加者を集めて行われる大きな会議や学会などの催し。

さ

【再生可能エネルギー】

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの非化石エネルギーであって、温室効果ガスを排出せず、資源を枯渇させず永続的に利用可能なエネルギー。

【産学官金連携】

企業の新製品・新技術の開発や技術的課題を解決するなどのために、大学・高専や公的研究機関の研究者から技術指導を受けたり、研究者と一緒に共同研究などを行う取り組みに、産業支援機関や金融機関が、窓口相談や情報提供、伴走支援など一緒になって取り組むこと。

【市街化区域】

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地や、概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

【市街地開発事業】

総合的な計画に基づき、公共施設の整備に合わせた宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図るもの。都市計画に位置付けられる市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業がある。

【市街地再開発事業】

既成市街地の整備手法の一つであり、土地利用上及び防災上問題を抱えた市街地において敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路・公園などの公共施設とオープンスペースの確保などにより、快適で安全な都市環境を再生する事業。

【事業継続計画（BCP）】

行政や企業等が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時から行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

【次世代放射光施設】

放射光（光速付近まで加速した電子を磁力で強制的に軌道を曲げた時に発生する強力な電磁波（光）のこと）を用いて、物体の構造をナノレベルで見ることができる巨大な顕微鏡施設。材料科学や分析化学、宇宙・地球科学、環境科学、医学・生命科学等の幅広い分野における新製品開発などに利用されている。

【自動車専用道路網（ぐるっ都・仙台）】

仙台都市圏高速環状ネットワークのことで、仙台都市圏を環状に結ぶ自動車専用道路ネットワーク。東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、仙台東部道路、仙台北部道路、仙台南部道路の 5 路線で構成され、2010（平成 22）年 3 月に全線開通。

【社寺林】

神社や寺院の敷地内にある森林のこと。

【新型コロナウイルス感染症】

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、2019（令和元）年に新たに発見された人に感染する「コロナウイルス」による感染症。

【水源涵養林】

水源を保ち、河川の流量を調整するための森林。森林地の土壌は隙間が多く、透水性・保水性に富んでいるため、雨水は土中によく浸透し、徐々に河川に流出するので、常に一定の流量を保つことができる。

【スタートアップ】

経済分野において、短期間で、新たなビジネスモデルの構築や新たな市場開拓を目指す動きの概念として用いられ、本方針では起業や新規事業の立ち上げの意味を表すものとして用いている。

【スマートシティ】

先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出するまちづくりの取り組み。

【仙塩広域都市計画区域】

本市を中心とした 6 市 4 町 1 村により構成される都市計画区域。

【せんだいスマート】

市民の方に公共交通の利用方法や利便性、利点等を知って頂くことで自発的に車やバイクから公共交通や自転車等に転換して頂く取り組み。

【仙台防災枠組 2015-2030】

2015 年 3 月に、国連が主催し、本市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書。2030（令和 12）年までの国際的な防災の取組指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子供、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

【総合設計制度】

敷地内に一般に公開された広場や緑地等の空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限等の緩和を行い、市街地環境の整備、改善を図る制度。

た

【多層緑化】

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇等を組み合わせて行う植栽。

【地域公共交通計画】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する計画。まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成や地域における輸送資源の総動員等を計画に位置付け、地域が自ら公共交通をデザインするもの。

【地域交通】

公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に必要な目的のために運行する、民間事業者等による既存の公共交通を補完する交通手段。

【地域地区】

都市計画法で定められた土地の区分。都市計画区域内の土地を類別し、建築物などについて必要な制限を行うことによって、土地を合理的に利用する目的で定めるもの。具体的には用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、風致地区などがある。

【地区計画】

地域特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、住民等の合意のもとに都市計画として定めるもの。具体的には、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザインを定めるもののほか、一定の条件のもとに容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

【デジタルサイネージ】

屋外、公共空間、交通機関等あらゆる場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って様々な情報を発信するメディアの総称。

【特別用途地区】

用途地域の土地利用の規制に加え、その地区特有の目的に応じて規制の強化や緩和を行うことにより、土地利用の向上や環境の保護等を図るため指定される地

区。市の条例により建築物の制限が行われる。

【特別緑地保全地区】

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市緑地法に基づき、風致または景観が優れており、かつ該当地域の住民の健全な生活環境を確保するために定める区域。地区内では建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などが原則禁止される。

【都市機能】

都市の持つ様々な働きやサービス。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能の総称。

【都市計画区域】

都市計画法に基づき、一体的な都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。原則として都道府県が指定する。

【都市計画提案制度】

住民などの主体的なまちづくりの推進や地域の活性化のため、都市計画の決定または変更を提案することができる制度。

【都市再生緊急整備地域】

都市の再生の拠点として、都市開発事業などを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進するため、都市再生特別措置法に基づき政令で指定される地域。

なお、特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の中から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定される地域。

【都市再生推進法人】

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担い得る団体を指定できる。

【都市再生特別地区】

都市再生緊急整備地域内において都市の再生に貢献し、特別の用途、容積、高さ

などの建築物の建築を誘導する必要がある区域として、都市計画で定める地区。

【都市施設】

道路、公園、下水道等、都市機能の確保のために必要なまちづくりの骨格となる施設。このような施設のうち必要なものを都市計画決定している。

【(せんだい) 都心再構築プロジェクト】

「杜の都」仙台の都市個性を生かしながら、賑わいと交流、そして継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、市民や事業者の方々等との連携のもと、挑戦を重ねながら都心部の機能強化を進めていくプロジェクト。令和元年7月に第一弾施策、令和2年9月に第二弾施策を公表。

【土地区画整理事業】

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに、敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するよう、区画形質の変更を行う事業。

な

【二次交通】

一般的に、市域外から市域内の鉄道駅などの交通拠点までの移動に用いる交通機関を一次交通といい、交通拠点から目的地までの交通機関を二次交通という。

【ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング (ZEB)】

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物。国はZEBの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階の区分を設けている。

【農業振興地域制度】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により農用地として利用すべき土地を農用地区域として設定し、農業の健全な発展のために必要な施策を集中的に実施する制度。

は

【バイオマス】

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio (生物)」と「Mass (量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

【パーソントリップ調査】

「どのような人が」、「いつ」、「どのような目的で」、「どこからどこへ」、「どのような交通手段で」移動をしているかを調べる交通実態調査の一つ。仙台都市圏では、過去5回の調査を実施している。

【東日本大震災】

2011 (平成23) 年3月11日14時46分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で発生した、深さ24kmを震源とする地震。マグニチュードは、1952 (昭和27) 年のカムチャッカ地震と同じ9.0で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所によれば、1990年以降、世界で4番目の規模。

【フィーダーバス】

主に鉄道を利用する移動の場合に、自宅から駅までの端末的な輸送をフィーダー輸送といい、その輸送を担うバスをフィーダーバスという。

【風致地区】

都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために都市計画で定める地区。

【防火地域・準防火地域】

建築物が密集する市街地において火災による延焼拡大を防除するために指定する地域。これらの地域に指定されると、建築物の規模や階数に応じて耐火建築物や準耐火建築物等の構造とすることがあり、建築の制限を受ける。

【防災環境都市】

本市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取り組みを進めている。

【保存緑地】

杜の都の環境をつくる条例に基づき、都市の健全な環境を確保するために、保全を目的として指定される緑地。開発などの行為を行う際には届け出が必要で、市は保存緑地の保全のために必要があると認めたときは助言または勧告を行うことができる。

ま

【MaaS】

「Mobility as a Service」の略で、目的地までのルートや移動手段、さらには街なかの飲食・物販店、イベント等の検索・予約・決済等に至るまで、スマートフォンのアプリ等で一括して行うことができる仕組みのこと。

【MICE】

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

【まちづくり支援専門家派遣制度】

地域が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域特性や資源を生かした個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりを行っている団体にまちづくり専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供などを行っていく制度。まちづくり活動の性格や熟度に応じて、まちづくりアドバイザーま

たはまちづくりコンサルタントを派遣する。

【みどりの回廊づくり】

仙台駅を中心として半径2キロメートルを目安に公共施設、公園、水辺の緑化、並木道の整備。緑を感じ、歩いて楽しめる都心の街並みづくり。

【無電柱化】

電線（電力線・通信線など）及び関連施設を地中に埋設し、道路上から電柱を無くすこと。景観の改善や防災、路上スペースの確保などを目的に行われる。

【モビリティ・マネジメント】

一人ひとりのモビリティ（移動）が個人的にも社会的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした公共交通の利用促進施策。一人ひとりが、自分の目的に合わせて、自動車交通と公共交通を上手く使い分けるという行動変化により、公共交通への利用転換が図られる。

や

【容積率】

敷地面積に対する建築延べ面積の割合のこと。用途地域等に応じて定められている。

【用途地域】

建築物の用途や建蔽率、高さなどに制限を加えることにより多種多様な用途の建築物の混在を防止し、地域特性に応じた良好な都市環境を形成することを目的として都市計画を定める地域。13種類に区分され、用途地域ごとの具体的な建築制限については、建築基準法で定められている。

ら

【リノベーション】

革新、刷新、修復。既存の施設や機能に新たな要素を加える等により、従来の性能を向上させて新たな付加価値を生み出す手法の意味で用いられる。

【緑地協定】

都市計画区域内における相当規模の一団の土地または道路、河川などに隣接する区間にわたる土地について市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により当該土地の区域における緑地の保全または緑化に関する事項を取り決めた協定。

【緑化重点地区】

都市緑地法に基づき定めた重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

【六次産業化】

農業や水産業などの生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売など（三次）にも生産者が主体的かつ総合的にかかわることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を生産者が得ようとする取り組み。

【路線防火地域】

大震災時の延焼防止と避難路の安全性を確保するため、幹線道路の沿道に指定された防火地域。防火地域内では、建築物は耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。